

令和 8 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(令和 8 年度 9 月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 8 年 9 月 定例会 議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第 1 号	令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）		
	1 補正予算説明資料	（ 総 括 表 ）	3
		脱炭素社会推進課	4
		くらしの安心推進課	5
		住宅政策課	6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		11

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 6 号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	くらしの安心推進課	12

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3) 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例（令和 8 年 8 月 9 日専決）	まちづくり課	13
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 8 年 8 月 12 日専決）	環境立県推進課	15

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
脱炭素社会推進課	1,196,758	800,000	1,996,758	800,000				
くらしの安心推進課	371,591	15,000	386,591	15,000				
住宅政策課	3,065,932	200,000	3,265,932	200,000				
合 計	11,309,042	1,015,000	12,324,042	1,015,000				
説 明 (一般会計) 脱炭素社会推進課 (新) 鳥取県省エネ家電購入支援事業 くらしの安心推進課 (新) 特殊詐欺被害から県民を守る緊急対策事業 住宅政策課 ぼうさい・とっとり住宅耐震事業								

令和8年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課(内線:7875)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県省エネ家電購入支援事業	0	800,000	800,000	800,000				
トータルコスト	補正前:0千円(0人)、補正:802,409千円(0.3人)、計:802,409千円(0.3人)							

1 事業の目的、概要

目的:エネルギー価格高騰の影響を受ける家庭の負担軽減を図るとともに、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて温室効果ガス排出量の削減を図る。

概要:家庭において、特に電力消費量が多い家電製品(エアコン・冷蔵庫)について、省エネ性能の高い家電製品の購入に対する支援を行う。

2 主な事業内容

令和7年度12月補正予算において、補助制度を創設したLED照明器具の買換え応援事業(令和8年度への繰越事業)に併せて、新たにエアコンと冷蔵庫を追加し、補助対象家電の拡充を行う。

<補助制度>

	令和8年度9月補正予算	令和7年度12月補正予算
補助対象家電	エアコン、冷蔵庫	LED照明器具

鳥取県内に実店舗を有する小売店等において、県内に居住する住民が、家電製品(エアコン・冷蔵庫)を購入する際の省エネ性能に応じて店頭で購入額を直接値引きする支援を行う。

※値引額は、小売店等が後日、事務局に交付申請する。

(1) 支援の対象者:県内に居住する者(1世帯あたりエアコン・冷蔵庫それぞれで1回を上限とする)

(2) 補助対象者:県内に実店舗を有する小売店等(インターネット販売は対象外)

(3) 補助対象製品:資源エネルギー庁が定める省エネ基準を満たすエアコン及び冷蔵庫

(4) 支援額(値引額):能力・サイズに応じた額(下表)

	能力・サイズ	省エネ基準達成製品				支援 上限台数
		省エネ性能★3.0 以上		省エネ性能★4.0 以上		
		大型量販店	地域協力店	大型量販店	地域協力店	
エアコン	2.2kW 以下	30,000	60,000	60,000	120,000	6 台／世帯
	2.5kW～2.8kW	40,000	80,000	80,000	160,000	
	3.6kW 以上	50,000	100,000	100,000	200,000	
冷蔵庫	150L～350L	20,000	40,000	40,000	80,000	2 台／世帯
	351L～450L	35,000	70,000	70,000	140,000	
	451L 以上	45,000	90,000	90,000	180,000	

※支援額は対象経費の1/2を上限とする。地域協力店とは本店が県内にいる店舗をいう。

(5) 支援期間(予定):令和8年10月中旬から令和9年1月末(予算上限に達し次第終了)

(6) 事業費:800,000千円(補助費、事務局経費含む)

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7593）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 特殊詐欺被害から県民を守る緊急対策事業	0	15,000	15,000	15,000				
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：16,606千円（0.2人）、計：16,606千円（0.2人）							

1 事業の目的、概要

目的：特殊詐欺による被害が、過去最多とされた昨年同期を上回る勢いで発生している状況を踏まえ、県民が被害に巻き込まれないための対策を緊急に実施することにより、被害の防止を目指す。

概要：緊急対策として、防犯機能付電話機の購入費用の一部を補助するとともに、広く県民に特殊詐欺被害にあわないための注意喚起を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
【被害防止対策】 特殊詐欺から県民を守る緊急対策事業補助金	特殊詐欺の被害を未然に防止するため、高齢者世帯が購入する「防犯機能付電話機」の購入費用を助成する市町村を支援する。 ＜補助対象者＞ 県内に居住する60歳以上の方（または同一世帯員） ＜補助対象経費＞ 防犯機能付電話機 ＜補助率＞ 市町村負担額の1/2 ＜補助上限額＞ 7,500円／世帯	13,500
広報啓発	補助制度の周知に加え、特殊詐欺被害にあわないため、犯罪の手口や事例を紹介したチラシの作成・配布、特殊詐欺電話をブロックするアプリや固定電話の国際電話発着信等の停止受付窓口を周知し、その場で手続きができる機会を設ける「特殊詐欺撃退緊急キャンペーン」の実施等、広く県民に対し、県警等と連携して啓発を行う。	1,500
合 計		15,000

令和8年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ぼうさい・とっとり住宅耐震事業	169,087	200,000	369,087	200,000				
トータルコスト	補正前：181,934千円（1.6人）、補正：200,803千円（0.1人）、計：382,737千円（1.7人）							

1 事業の目的、概要

目的：令和8年熊本地震後に、大型ショッピングモールにおいて発生した爆発事故を受け、ガス警報器の設置を促進することにより、ガス漏れ等の事故から県民の生命・財産を守るとともに、地域の防災力向上を図る。

概要：緊急対策として、ガス警報器の設置に要する経費の一部を支援するとともに、ガス警報器の設置率向上に向けた普及啓発を強力に推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	補正前	補正	計
(拡充)感震ブレーカー設置等促進緊急対策事業	(1) ガス警報器緊急設置支援事業補助金 ・ガス警報器を住宅に設置しようとする者に対して補助する	6,000	200,000	206,000
	補助対象者			
	住宅の所有者等			
	補助率			
	10/10（直接補助）			
	補助上限額			
	20千円／戸（設置手数料等を含む）			
	補助対象経費			
	住宅用ガス警報器の購入・設置に要する経費等			
	(2) ガス警報器緊急設置支援事業事務費 ・補助金申請の受付・支払事務、ガス警報器の普及啓発等を委託			
合 計		6,000	200,000	206,000

令和8年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節		3 款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	1 項 社会福祉費					
					補正前	補正額	補正後	1 目 社会福祉総務費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	6,211		6,211	6,211		6,211	611		611
2	給 料	20,245		20,245	20,245		20,245			
3	職員手当等	12,672		12,672	12,672		12,672			
4	共 済 費	8,048		8,048	8,048		8,048			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	5,029		5,029	5,029		5,029	2,261		2,261
8	旅 費	7,330		7,330	7,330		7,330	1,789		1,789
	費用弁償	1,045		1,045	1,045		1,045	387		387
	普通旅費	1,392		1,392	1,392		1,392	492		492
	特別旅費	4,893		4,893	4,893		4,893	910		910
9	交 際 費									
10	需用費	5,600		5,600	5,600		5,600	2,940		2,940
11	役 務 費	5,313		5,313	5,313		5,313	2,250		2,250
12	委 託 料	92,062	1,500	93,562	92,062	1,500	93,562	46,501	1,500	48,001
13	使用料及び賃借料	2,862		2,862	2,862		2,862	902		902
14	工事請負費									
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費									
18	負担金、補助及び交付金	23,837	13,500	37,337	23,837	13,500	37,337	9,850	13,500	23,350
19	扶 助 費	11,100		11,100	11,100		11,100	11,100		11,100
20	貸 付 金	20		20	20		20			
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積 立 金	50,000		50,000	50,000		50,000	50,000		50,000
25	寄 附 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	250,329	15,000	265,329	250,329	15,000	265,329	128,204	15,000	143,204
財源内訳	国庫支出金	42,285	15,000	57,285	42,285	15,000	57,285	25,321	15,000	40,321
	地方債									
	その他	38,120		38,120	38,120		38,120	38,083		38,083
	一般財源	169,924		169,924	169,924		169,924	64,800		64,800

令和8年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節		4款 衛生費								
					2項 環境衛生費			4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	101,280		101,280	63,843		63,843	2,559		2,559
2	給 料	724,771		724,771	412,998		412,998			
3	職員手当等	432,364		432,364	249,412		249,412			
4	共 済 費	268,595		268,595	154,215		154,215			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	7,456		7,456	7,191		7,191	5,521		5,521
8	旅 費	19,700		19,700	15,368		15,368	11,960		11,960
	費用弁償	5,337		5,337	4,046		4,046	2,198		2,198
	普通旅費	9,678		9,678	6,994		6,994	5,828		5,828
	特別旅費	4,685		4,685	4,328		4,328	3,934		3,934
9	交 際 費	100		100	100		100	100		100
10	需 用 費	105,336		105,336	59,112		59,112	38,816		38,816
11	役 務 費	25,348		25,348	20,407		20,407	17,472		17,472
12	委 託 料	745,546		745,546	645,173		645,173	627,843		627,843
13	使用料及び賃借料	77,889		77,889	39,064		39,064	30,062		30,062
14	工事請負費	959,205		959,205	923,257		923,257	889,084		889,084
15	原 材 料 費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	44,693		44,693	27,852		27,852	27,164		27,164
18	負担金、補助及び交付金	1,870,381	800,000	2,670,381	1,853,357	800,000	2,653,357	1,821,649	800,000	2,621,649
19	扶 助 費									
20	貸 付 金	365,441		365,441	365,441		365,441	365,441		365,441
21	補償、補填及び賠償金	20		20	20		20	20		20
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積 立 金	6,419		6,419	6,419		6,419	6,419		6,419
25	寄 附 金	8,930		8,930	8,930		8,930	8,930		8,930
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	5,763,474	800,000	6,563,474	4,852,159	800,000	5,652,159	3,853,040	800,000	4,653,040
財 源 内 訳	国庫支出金	854,521	800,000	1,654,521	823,120	800,000	1,623,120	802,041	800,000	1,602,041
	地方債	1,289,000		1,289,000	1,287,000		1,287,000	1,287,000		1,287,000
	その他	218,592		218,592	204,766		204,766	89,748		89,748
	一般財源	3,401,361		3,401,361	2,537,273		2,537,273	1,674,251		1,674,251

令和８年度一般会計補正予算(第２号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節		8款 土木費								
		補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費			4目 建築指導費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	39,596		39,596	334		334	334		334
2	給料	275,332		275,332	20,245		20,245			
3	職員手当等	160,418		160,418	11,010		11,010			
4	共済費	100,857		100,857	6,850		6,850			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	13,015		13,015	1,703		1,703	1,703		1,703
8	旅費	7,437		7,437	1,517		1,517	1,517		1,517
	費用弁償	1,970		1,970	244		244	244		244
	普通旅費	4,060		4,060	360		360	360		360
	特別旅費	1,407		1,407	913		913	913		913
9	交際費									
10	需用費	17,882		17,882	573		573	573		573
11	役務費	12,130		12,130	296		296	296		296
12	委託料	1,231,879	6,000	1,237,879	6,928	6,000	12,928	6,928	6,000	12,928
13	使用料及び賃借料	36,072		36,072	2,046		2,046	2,046		2,046
14	工事請負費	1,764,233		1,764,233						
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	20,070		20,070						
18	負担金、補助及び交付金	850,034	194,000	1,044,034	194,279	194,000	388,279	194,279	194,000	388,279
19	扶助費									
20	貸付金	51		51						
21	補償、補填及び賠償金	13,962		13,962						
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金	296,162		296,162						
24	積立金	85,937		85,937						
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
計		4,925,067	200,000	5,125,067	245,781	200,000	445,781	207,676	200,000	407,676
財源	国庫支出金	1,145,524	200,000	1,345,524	158,728	200,000	358,728	158,728	200,000	358,728
	地方債	424,000		424,000						
	その他	565,153		565,153	4,898		4,898	4,898		4,898
	一般財源	2,790,390		2,790,390	82,155		82,155	44,050		44,050

令和8年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位: 千円)

節 款項目		生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	154,945		154,945
2	給料	1,064,887		1,064,887
3	職員手当等	632,127		632,127
4	共済費	394,337		394,337
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	26,409		26,409
8	旅費	38,832		38,832
	費用弁償	8,976		8,976
	普通旅費	17,976		17,976
	特別旅費	11,880		11,880
9	交際費	100		100
10	需用費	142,145		142,145
11	役務費	47,900		47,900
12	委託料	2,130,995	7,500	2,138,495
13	使用料及び賃借料	123,135		123,135
14	工事請負費	2,723,438		2,723,438
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	64,763		64,763
18	負担金、補助及び交付金	2,926,987	1,007,500	3,934,487
19	扶助費	11,100		11,100
20	貸付金	365,512		365,512
21	補償、補填及び賠償金	13,982		13,982
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金	296,162		296,162
24	積立金	142,356		142,356
25	寄附金	8,930		8,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	11,309,042	1,015,000	12,324,042
財源内訳	国庫支出金	2,220,332	1,015,000	3,235,332
	地方債	1,713,000		1,713,000
	その他	824,884		824,884
	一般財源	6,550,826		6,550,826

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
負担金、補助 及 び 交 付 金	特殊詐欺から県民を守る緊急対策事業補助金	13,500
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
負担金、補助 及 び 交 付 金	鳥取県省エネ家電購入支援事業補助金	800,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
負担金、補助 及 び 交 付 金	ガス警報器緊急設置支援事業補助金	194,000

条 例 名 等	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 法律上県の義務に属する施設の管理業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。 2 概 要 （1）和解の相手方 境港市 個人 （2）和解の要旨 県側の過失割合を 1 0 割とし、県は、損害賠償金 9 0 , 3 4 3 円を支払うものとする。 （3）事件の概要 ア 事件の発生年月日 令和 8 年 5 月 1 4 日 イ 事件の発生場所 境港市誠道町地内 ウ 事件の状況 鳥取県くらしの安心推進課所属の職員が、西部計量センター敷地内において除草作業中、草刈機により跳ね上げられた石が、和解の相手方使用の建物のガラス戸に当たり、同ガラス戸を破損させたものである。

件名	議会の委任による専決処分の報告について （3）鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例（令和8年8月9日専決）
提出理由及び概要	1 提出理由 景観法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本会議に報告する。 2 概要 次の事項について定めた規定中引用する景観法の条項を改める。 （1）景観計画区域内において届出を要することとする条例で定める行為について、当該届出に係る事項を変更する際に知事への届出を要する事項 （2）景観計画区域内における届出、勧告等の規制を適用しないこととする行為 3 施行期日 施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（追加行為に係る変更の届出を要する事項） 第14条 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法（その変更により当該追加行為が<u>同条第8項各号</u>に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。）とする。 （適用除外行為の追加） 第15条 法<u>第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（9） 略	（追加行為に係る変更の届出を要する事項） 第14条 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法（その変更により当該追加行為が<u>同条第7項各号</u>に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。）とする。 （適用除外行為の追加） 第15条 法<u>第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（9） 略

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 8 年 8 月 1 2 日専決）
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 8 月 1 2 日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 広島市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を 1 0 割とし、県は、損害賠償金 2 1 0 , 8 0 0 円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和 8 年 5 月 2 7 日 午前 1 1 時 1 8 分頃 イ 事故発生場所 西伯郡伯耆町小林地内 ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。 <参考> ・ 損害賠償金 2 1 0 , 8 0 0 円 うち、保険支払額 1 8 0 , 8 0 0 円、県費支出額 3 0 , 0 0 0 円（うち、保険契約による免責額 3 万円）